

平成26年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第147号 全体の奉仕者背任・敬老侮若差別事件

口頭弁論終結日 平成26年6月20日

判 決

宮崎県延岡市北川町長井4940

原 告 岩 崎 信

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

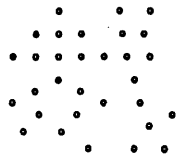
被 告 国

同代表者法務大臣	馬	場	み	ど	り
同指定代理人	梅	北	篤		生
同	前	田			隆
同	内	野	正		彦
同	守	屋	め	ぐ	み
同	小	高	久		義
同	佐	藤	健		太
同	渡	部	祐		太
同	丸	山	和		子
同	向	原	裕		司
同	盛	武	美	智	子
同	三	宮	友		樹
同	相	川	哲		也
同	森	谷			諭

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由



第1 請求

被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成25年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

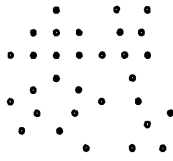
第2 事案の概要

1 本件は、原告が、

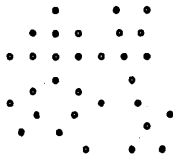
- (1)ア 電子メールによる問合せに総務省職員が3日以上回答しなかったこと
 - イ 電子メールによる問合せに総務省職員が実質的な回答をしなかったこと
 - ウ 原告が求めた情報のデータを総務省職員が電子メールに添付して返信しなかったこと
 - エ 総務大臣が原告の情報開示請求につき不開示決定をしたこと
 - オ 国が現行法規をインターネットで閲覧できるようにしていないこと
 - カ 国が特定の出版社の利益を保護するために上記アないしオの行為をしたこと
- (2) 国が、日本郵便株式会社、又は民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の基準を満たし、総務大臣の許可を受けた民間事業者のみが信書便の役務を行うことができるとしていること
- (3) 国が、敬老の日を国民の祝日としていることが、いずれも違憲、違法であると主張して、国家賠償法1条1項、民法709条による損害賠償請求権に基づき、損害のうち100万円及びこれに対する訴状送達の日（平成25年12月25日）の翌日である平成25年12月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案と解される。

2 前提事実（末尾に証拠を掲記するほかは当事者間に争いがない。）

- (1) 原告は、総務省が運営するウェブサイト「e-Gov」内の、「法令データ提供システム」で、地方自治法施行規則を検索したところ、「別記様式」とされている部分が掲載されていなかったため、平成25年8月1日（以下、特に指定のない限り、同年の出来事をいうものとする。）、総務省ホームペ



- ージの「ご意見・ご提案」フォームを利用して、電子メールにより、上記「様式」を含めた全文のデータが掲載されているウェブサイトのURLを教示するか、又は当該データをPDFファイルで送信するよう求めた（甲1）。
- (2) 総務省渉外担当部署は、8月28日、上記問合せに対し、原則として、法令所管課で規則の一部を改正する規則は提供できるが、「様式」まで含めた全文について改正部分を溶け込ませた規則は持ち合わせていないので、提供できないこと、法令データ提供システムでは、条文の溶け込み作業を行っているが、「別記様式」部分は、システム上の制約からデータ整備が困難であるため整備対象外としていること、問合せの件については図書館等で所蔵している法規集を参照してほしいと回答した（甲1）。
- (3) 原告は、総務省に対し、9月4日、電子メールにより、行政文書開示請求書を送付するとともに（以下「本件開示請求」という。）、開示手数料の免除を申し入れた（甲1，10）。
- (4) 総務省大臣官房政策評価広報課（以下「広報課」という。）は、9月26日、法令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に規定する行政文書に該当しないため開示請求には応じられないこと、同法施行令14条に開示実施手数料の減免の制度が設けられているが、開示請求手数料には減免の制度はないことを告げ、開示手数料が納付されないので開示請求手数料未納による不開示決定をする旨通知した（甲1）。
- (5) これに対し、原告は、9月30日、原告が開示を求める文書は、情報公開法にいう「行政文書」に当たると主張し、開示を請求することができないのか、開示請求手数料を徴収することは情報公開法16条に違反することにならないのかなどの見解を問う電子メールを送付した（甲1）。
- (6) 広報課は、10月2日、本件開示請求を、情報公開法9条2項に基づき、開示請求手数料未納による形式的不備として不開示決定をする旨通知し、原



告が9月30日に送信した電子メールに記載された問合せについては、法令データ提供システムに係る意見、質問として、総務省ホームページの「ご意見・ご提案」フォームに申し出るよう回答した。

そして、総務大臣は、10月4日付けで、本件開示請求につき不開示決定をした（甲11）。

3 争点1 原告の問合せに対する総務省の対応等が違憲、違法か

(1) 原告の主張

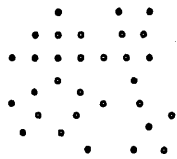
ア 原告が8月1日に送信した電子メールに、総務省職員が3日以上回答しなかったことは、行政手続法7条、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」という。）1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、民法1条2項、90条、国家公務員法96条、国民主権に反する。

イ 原告が9月30日に送信した電子メールに、総務省職員が実質的な回答をしなかったことは、IT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、民法1条2項、90条、国家公務員法96条、国民主権に反する。

ウ 総務省職員が改廃部分を溶け込ませた現行の地方自治法施行規則（「別記様式」部分を含む。）のデータを電子メールに添付して返信しなかったことは、IT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、民法1条2項、90条、国家公務員法96条、国民主権に反する。

エ 総務大臣が本件開示請求につき不開示決定をしたことは、IT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、情報公開法5条、16条3項、民法1条2項、90条、国家公務員法96条に反する。

オ 国が、改廃部分を溶け込ませた現行法規の全文（「別記様式」部分を含む。）をインターネットで閲覧できるようにしていないことは、憲法25条2項、民法1条2項、IT基本法1条、3条、5条、6条、11条、1



6条, 20条, 国家公務員法96条, 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針), 世界最先端IT国家創造宣言に反する。

カ 国が特定の出版社の利益を保護するために上記アないしオの行為をしたことは, 憲法15条2項, 21条, 25条2項, 民法1条2項, IT基本法, 国家公務員法96条, 国家公務員倫理法3条, 刑法197条, 197条の3に反する。

(2) 被告の主張

いずれも否認し争う。

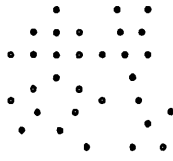
4 争点2 国が, 日本郵便株式会社又は総務大臣の許可を受けた民間事業者のみが信書便の役務を行うものとしていることは違憲, 違法か

(1) 原告の主張

ア 郵便法4条1項本文には, 「会社(日本郵便株式会社)以外の者は, 何人も, 郵便の業務を業とし, また, 会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて, 郵便の業務に従事してはならない。」と規定されている。

また, 民間事業者による信書の送達に関する法律9条, 同施行規則9条には, 一般信書便事業を営もうとする者が総務大臣の許可を受けるための信書便物の引受けの方法の基準が規定されている。

イ 郵便法4条1項本文が日本郵便株式会社以外の者が郵便の業務を業としてはならないとしていること, 民間事業者による信書の送達に関する法律が, 同法及びその施行規則の基準を満たさない者に信書便事業の許可をしてはならないとしていることは, 憲法12条, 13条, 14条, 19条, 21条, 22条, 25条, 29条1項及び3項, 98条, 99条, 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律1条, 3条, 8条, 19条, 不公正な取引方法14(競争者に対する取引妨害), 個人情報保護法, 信義則に反し, 選択の自由, プライバシー権を侵害し, 通信の秘密を侵害し, 検閲に当たる違法行為である。



(2) 被告の主張

争う。

5 争点3 国が、敬老の日を国民の祝日としていることは、違憲、違法か

(1) 原告の主張

国が、敬老の日を国民の祝日としていることは、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B規約」という。）18条、19条、26条、憲法12条、13条、14条、19条、20条、21条、99条、民主主義、法治主義に反し、信条の自由、個人の尊厳を侵害する違法行為である。

(2) 被告の主張

争う。

6 争点4（損害）

(1) 原告の主張

ア 争点1に係る違法行為により、原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、60万円を下らない。

イ 争点2に係る違法行為により、原告は、民間の宅配業者の送料との差額相当額120円の損害を被った。また、争点2に係る違法行為により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、10万円を下らない。

ウ 争点3に係る違法行為により原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、60万円を下らない。

エ また、原告は、争点1ないし3に係る違法行為により、自由回復に要する費用として、以下のとおり、67万0250円の損害を被った。

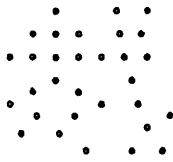
(ア) 文書作成料（訴状）28万5000円

(イ) 文書作成料（証拠説明書）3万円

(ウ) 証拠整理料（電子メール）13万8000円

(エ) 証拠整理料（ウェブサイト）18万円

(オ) 証拠整理料（自己保有証拠）2000円



(カ) 日当時間料（訴状提出費用） 2万円

(キ) 交通費（ガソリン代） 450円

(ク) 印紙代 1万円

(ケ) 郵便切手代 4800円

(2) 被告の主張

否認する。

第3 争点に対する判断

1 争点1（原告の問合せに対する総務省の対応等が違憲，違法か）について

(1) 認定事実（後掲のほか，証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認めた。）

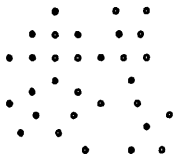
ア 原告は、「法令データ提供システム」で地方自治法施行規則を検索したところ、「別記様式」とされている部分が掲載されていなかったため，8月1日，総務省に対し，電子メールで，上記様式が掲載されているウェブサイトのURLを教示するか，「別記様式」のデータをPDFファイルで送付するよう求めた。

イ 原告は，上記電子メールに返信がなかったため，8月20日，総務省の「インターネットによる行政相談受付」に電子メールを送信した。

これに対し，総務省宮崎行政評価事務所は，同月21日，「e-Gov」の掲載内容等に関する照会は，「e-Gov」上の，電子政府利用支援センターに対する問合せフォームを利用し，IT基本法の解釈は内閣官房IT担当室に直接照会するよう返信した。

ウ 原告は，電子政府利用支援センターに問い合わせたところ，同センターは，8月22日，担当部局の回答として，「別記様式」については，システム上の制約からデータ整備が困難であり，地方自治法施行規則に限らず整備対象外としていると回答した。

エ 原告は，8月23日，電子政府利用支援センターに対し，電子メールで，「システム上の制約」とは具体的にどのような制約なのか，「別記様式」



を整備対象とするためには何が必要か、「別記様式」を整備対象外とすることを決定した担当部局名を回答するよう求めた。

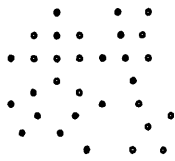
オ 電子政府利用支援センターは、8月23日、担当部局の回答として、法令データ提供システムは、総務省行政管理局で管理運営しているものであり、官報で公布される一部改正法令等のテキストデータを基にデータ整備をしていること、様式は官報で画像データとされている場合が多く、様式の改正があった場合、公布されるのは改正箇所のみであること、法令データ提供システムでは、画像データを取り込んで改正箇所のみを編集することが困難であることから、様式を整備対象外としている旨回答した。

カ 総務省渉外担当部署は、8月28日、原告が同月1日に総務省にした問合せに対する回答として、原則として、法令所管課で、施行規則の一部を改正する規則を提供することはできるが、改正部分を溶け込ませた現行規則（様式部分を含む）は持ち合わせていないので提供できないこと、法令データ提供システムでは、国民の利便に寄与するため、条文の溶け込み作業を行っており、現行法規の全文を提供できるようにしているが、「別記様式」部分はシステム上の制約からデータ整備が困難であり、整備対象外としていると回答した。

キ これに対し、原告は、8月28日、総務省渉外担当部署に対し、電子メールで、様式を電子データで検索できるように整備していないことは、IT基本法に反するという趣旨の主張をした。

ク 原告は、総務省に対し、9月4日、電子メールにより、法令データ提供システムで参照可能な総務省の所管法令中、「別記」などとして閲覧不可能な情報（様式等）及び法令データ提供システムに掲載されている当該法令の全文の開示を求めるとい趣旨の行政文書開示請求書を送付するとともに（本件開示請求）、開示手数料の免除を申請した（甲10）。

ケ 広報課は、9月6日、改正内容を反映させた文書を所管部署で作成して



いない場合があるので、文書が存在しない可能性があること、行政文書開示請求に係る手数料については情報公開法施行令14条で開示実施手数料の減免の制度が設けられているが、開示請求時に納める開示請求手数料について減免の制度はないことなどを説明し、開示請求を維持するのであれば開示請求手数料を納付するよう求めた。

これに対し、原告は、開示請求の内容を補正した（甲10）。

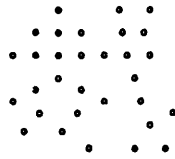
コ 広報課は、9月20日、「法令」は情報公開法2条2項に規定する行政文書に該当しないため、開示の対象にはならないことが判明したと説明し、本件開示請求を取り下げるか、開示請求手数料を納付して開示請求を維持するか選択するよう求め、10月4日までに本件開示請求が取り下げられず、開示請求手数料が納付されない場合は、開示請求の形式的な不備として不開示決定をすると説明した。

サ 原告は、9月25日、広報課に対し、情報公開法2条2項の解釈を問い合わせた。

シ 広報課は、9月26日、法令は情報公開法に規定する行政文書に該当しないこと、開示請求手数料には減免の制度がないことを改めて説明し、原告から開示請求手数料の免除を求める旨の申出が再度あったことから、開示請求手数料を納付する意思はないと理解し、開示請求手数料未納による開示請求の形式的な不備として不開示決定をすると通知した。

ス これに対し、原告は、9月30日、原告が開示を求める文書が情報公開法にいう「行政文書」に当たると主張し、開示を請求することができないのか、開示請求手数料を徴収することは情報公開法16条に違反することにならないのかなどについて総務省の見解を問い合わせた。

セ 広報課は、10月2日、本件開示請求を、情報公開法9条2項に基づき、開示請求手数料未納による形式的な不備が認められるとして不開示決定をする旨通知し、総務大臣は、同月4日付けで、上記説明と同趣旨の理由によ



り不開示決定をした（甲11）。

(2) 8月1日の電子メールに3日以上回答しなかったことについて

まず、行政手続法7条にいう「申請」は、同法2条3号の行為であって、原告が8月1日に送信した電子メールはこれに当たらない。

また、IT基本法は、国が、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し実施する責務を有するなど規定するにとどまり（同法10条、12条ないし15条参照）、電子メールによる問合せに3日以内に回答するなどの具体的な義務を課すものではない。

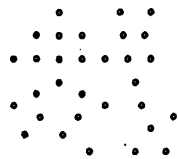
このように、総務省職員は、原告が同日に送信した電子メールに3日以内に応答する法的義務はなく、総務省職員が同メールに3日以内に応答しなかったことは行政手続法7条、IT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、民法1条2項、90条、国家公務員法96条、国民主権に反しない。

(3) 9月30日の電子メールに実質的な回答をしなかったことについて

上記(2)のとおり、IT基本法は、国に対し、具体的な義務を課すものではなく、同日の電子メールに総務省職員が回答する法的義務はない。また、同日の電子メールは、情報公開法やその施行令の解釈について総務省の見解を問うものであるが、同メールで問い合わせた内容についての総務省の見解は、同日までに総務省職員が送信した電子メールに既に示されている。そうすると、9月30日の電子メールに総務省職員が実質的な回答をしなかったことが、IT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、民法1条2項、90条、国家公務員法96条、国民主権に反するとは認められない。

(4) 現行の地方自治法施行規則のデータを電子メールに添付して返信しなかったことについて

上記(2)のとおり、IT基本法は、国に対し具体的な義務を課すものではなく、総務省職員が改廃部分を溶け込ませた現行の地方自治法施行規則（「別



記様式」部分を含む。)のデータを電子メールに添付して返信する法的義務はない。また、総務省は、システム上対応が困難であることから、同規則の「別記様式」部分につき、改廃部分を溶け込ませたデータを作成しておらず、容易に原告の求めに対応できるともいえないから、総務省職員が改廃部分を溶け込ませた現行の地方自治法施行規則（「別記様式」部分を含む。）のデータを電子メールに添付して返信しなかったことがIT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、民法1条2項、90条、国家公務員法96条、国民主権に反するとは認められない。

(5) 本件開示請求につき不開示決定をしたことについて

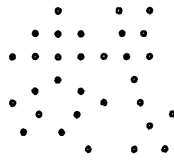
上記(2)のとおり、IT基本法は、国に具体的な義務を課すものではない。

また、情報公開法及び同施行令には開示請求手数料の減免の制度はないところ、本件開示請求につき開示請求手数料の納付がなかったために不開示決定がされたのであり、総務大臣が不開示決定をしたことは、情報公開法5条に反しない。

上記事情に加え、総務省職員が開示請求手数料の納付を求めたにもかかわらず原告がこれを納付しなかったこと、総務省職員が納付を求めた開示請求手数料が300円と僅少であることに照らせば、総務大臣が本件開示請求につき不開示決定をしたことはIT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、民法1条2項、90条、情報公開法5条、16条3項、国家公務員法96条に反しない。

(6) 国が現行法規の全文をインターネットで閲覧できるようにしていないことについて

上記(2)のとおり、IT基本法は、国に具体的な義務を課すものではなく、行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）や世界最先端IT国家創造宣言はあくまで指針や宣言であるから、国が、改廃部分を溶け込ませた現行法規の全文（「別記様式」部分を含む。）をインターネットで閲覧でき



るようにしていないとしても、憲法25条2項、IT基本法1条、3条、5条、6条、11条、16条、20条、国家公務員法96条、民法1条2項、行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）、世界最先端IT国家創造宣言に反し違法であるとは認められない。

(7) 国が特定の出版社の利益を保護するために上記(2)ないし(6)の行為をしたとの主張について

上記(1)ないし(6)のとおり、国に法的義務に違反した行為があったとは認められず、原告が主張するような目的があった事実も認められない。

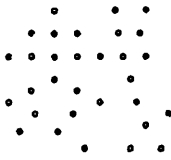
(8) よって、争点1に関する原告の主張はいずれも理由がない。

2 争点2（国が、日本郵便株式会社又は総務大臣の許可を受けた民間事業者のみが信書便の役務を行うものとしていることは違憲、違法か）について

まず、郵便法は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的としており（同法1条）、民間事業者による信書の送達に関する法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている（同法1条）。

上記各法律の目的に照らせば、日本郵便株式会社、又は民間事業者による信書の送達に関する法律及びその施行規則の基準を満たし、総務大臣の許可を受けた者のみ信書便の役務を行うものとしていることが、憲法12条、14条、22条、25条、29条1項及び3項、選択の自由なる権利、信義則に反するとは認められない。

また、日本郵便株式会社又は総務大臣の許可を受けた者のみ信書便の役務を行うものとしているとしても、文書の内容を推知させるものではないから、憲法13条（プライバシー権を含む。）、19条、21条、個人情報保護法に違



反せず、通信の秘密を侵害しているとはいえない。

そして、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律という法令により信書便の役務を行う事業者を限定しているとしても、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律1条、3条、8条、19条に反せず、不公正な取引方法14（競争者に対する取引妨害）にあたらぬ。

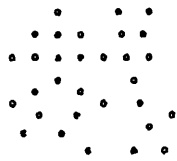
さらに、憲法21条2項前段にいう「検閲」とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的、一般的に発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指し（最高裁昭和57年(初)第156号同59年12月12日大法廷判決・民集38巻12号1308頁）、日本郵便株式会社及び総務大臣の許可を受けた者のみ信書便の役務を行うものとしているとしても、検閲に該当しないことは明らかである。

上記のとおり、日本郵便株式会社及び総務大臣の許可を受けた者のみ信書便の役務を行うものとしていることが原告の主張する法規に違反するとは認められないから、憲法98条、99条に反するとも認められない。

よって、争点2に関する原告の主張は理由がない。

3 争点3（国が、敬老の日を国民の祝日としていることは、違憲、違法か）について

- (1) 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（昭和41年6月25日法律第86号による改正の際）において、敬老の日が毎年9月15日（平成13年6月22日法律第59号による改正前）とした理由について、同日が、昭和26年以来十数年にわたり、「としよりの日」として全国各地でその趣旨にふさわしい行事が行われており、昭和38年に制定された老人福祉法において「老人の日」として9月15日が定められていることなどによって、同日が広く国民の間に浸透しているからと説明されている（乙1）。



(2) 以上の経緯などに照らすと、長寿を祝う日として既に一般に広く浸透していた日を国民の祝日と定めたに過ぎず、敬老の日を国民の祝日とすることにより、国民に一定の制約を課し、特定の考え方を強制し、年長者と若者につき異なる取扱いをするよう義務づけるものとは解されないから、敬老の日を国民の祝日としていることが、B規約18条、19条、26条、憲法12条、13条、14条、19条、20条、21条、99条に反し、信条の自由、個人の尊厳を侵害するとは認められない。

また、敬老の日が国民の休日とされていることが民主主義及び法治主義に反しないことは明らかである。

なお、原告は、延岡市長寿祝金支給規則が規定されていることにより金銭の支出を強いられていると主張するが、上記規則は延岡市が定めたものであり、敬老の日が国民の祝日とされていることにより金員が支出されたものではないから、上記認定を左右しない。

(3) したがって、争点3に関する原告の主張は理由がない。

4 原告がその他縷々主張する点は、いずれも独自の見解であり、採用できない。

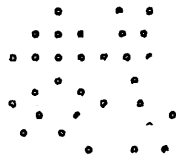
5 よって、争点4（損害）について判断するまでもなく、原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判長裁判官 塚 原 聡

裁判官 百 瀬 梓

裁判官 長 峰 志 織



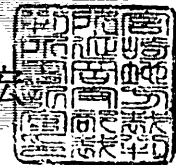
これは正本である。

平成26年9月10日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判所書記官

富満直宏





これは正本である。

平成26年9月10日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判所書記官 富満直宏

